

杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成21年 6月19日杉議会第435号)

改正 平成22年 3月31日杉議会第1557号 平成23年 8月29日杉議会第486号
平成23年10月11日杉議会第670号 平成25年 2月28日杉議会第1058号
平成25年 3月29日杉議会第1138号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区議会会議規則（昭和31年 9月25日議決）第125条第4項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 政務活動費の使途に関する事項

(2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年 6月19日から施行する。

附 則（平成25年 3月29日杉議会第1138号）

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。